

行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料に関する規程

目 次

- 第 1 条 目的
 - 第 2 条 手数料
 - 第 3 条 手数料の納付方法
 - 第 4 条 手数料の收受方法等
 - 第 5 条 手数料が未納の場合
 - 第 6 条 手数料が不足の場合
 - 第 7 条 手数料が過納の場合
 - 第 8 条 既納手数料の取扱い
 - 第 9 条 送料の納付
- 附則

(目的)

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)に基づき、独立行政法人製品評価技術基盤機構(以下「機構」という。)が保有する個人情報について、新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現するため適正かつ効果的な活用を行う目的で、匿名加工情報の提供を受けようとする者が、法第113条に基づき、機構と行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結後、法第117条第1項に基づき納める手数料について必要な事項を定めることを目的とする。

(手数料)

第2条 行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供する提案をし、機構と行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が、法第117条第1項に定める納付しなければならない手数料(以下単に「手数料」という。)の額は、1件につき21,000円とし、次の各号の金額を加算する。

- 一 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円
- 二 法第44条の8第一項において準用する独立行政法人等情報公開法第14条第一項又は第二項の規定により意見書の提出の機会を与える同条第一項に規定する第三者一人につき210円を加算する(当該機会を与える場合に限る。)
- 三 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額(当該委託をする場合に限る。)
- 四 行政機関等匿名加工情報の提供を受ける者が行政機関等匿名加工情報を記録した媒体の送付を求める場合には、当該送付に要する費用

2 法第116条により、作成された行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供する提案をし、機構と契約を締結した者(以下「契約者」という。)が同じ個人情報ファイル簿から得られる行政機関等匿名加工情報について契約を締結する場合に納付しなければならない手数料の額は、1件につき12,600円とする。

(手数料の納付方法)

第3条 手数料の納付の方法は、原則、銀行振込による納付とし、やむを得ない場合に限り、現金による納付も可能とする。現金書留又は収入印紙による納付は認められない。

(手数料の收受方法等)

第4条 手数料の收受等は、機構と行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約書を締結後、現金を收受する方法又は銀行振込により納付されたことが確認できる書類の確認により行う。

- 2 窓口担当者は、現金を收受した時に領収書を発行する。
- 3 銀行振込により納付される場合には、財務・会計課が入金を確認、入金伝票を作成し、入金日ごとに窓口担当者に通知する。
- 4 前項の通知を受け、窓口担当者は個別入金リストを作成するとともに、財務会計課に領収書の発行を依頼する。

(手数料が未納の場合)

第5条 手数料の納付がない場合には、契約者に連絡を取り、行政機関等匿名情報の交

付又は送付を行わず、所要の手数料額を納付する等の手続を求めるものとする。

(手数料が不足の場合)

第6条 手数料の納付の額が不足している場合には、前条と同様の手続により、契約者に連絡をとり、不足額を追納するよう求めるものとする。

(手数料が過納の場合)

第7条 手数料の納付において過納が生じた場合には審査手続を開始した上で、後に還付事務手続を取るものとする。

(既納手数料の取扱い)

第8条 正当な手続により既に納付された手数料については、前条の過納の場合を除き、いかなる場合にも返還しない。

(送料の納付)

第9条 契約に基づき行政機関等匿名情報の提供を受ける者が行政機関等匿名加工情報を記録した媒体の送付を求める場合には、当該送付に要する費用(以下「送料」という。)に相当する現金又は郵便切手(郵送の場合に限る。以下同じ。)の納付を求めるものとする。

2 窓口担当者は、行政機関等匿名加工情報が記録されている記録媒体の送付を行う場合には、送料に相当する現金又は郵便切手を受領した上で、行政機関等匿名加工情報が記録されている記録媒体を送付するものとする。

3 現金又は郵便切手が未納の場合には、契約者に連絡し、送料に相当する現金又は郵便切手の納付を求めるものとする。この場合において、送料に相当する現金又は郵便切手が納付されない限り、行政機関等匿名加工情報が記録されている記録媒体を送付しないものとする。

4 納付された現金又は郵便切手に不足がある場合には、前項と同様に不足の現金又は郵便切手の納付を求めるものとする。この場合において、不足の現金又は郵便切手が納付されない限り、行政機関等匿名加工情報が記録されている記録媒体を送付しないものとする。

5 納付された現金又は郵便切手が過納であった場合には、現金については過納分を返還するが、郵便切手については送付されてきた切手が複数枚で、かつ行政機関等匿名加工情報が記録されている記録媒体の送料に相当する分に郵便切手を分離できる場合には分離し、余った郵便切手は行政機関等匿名加工情報が記録されている記録媒体を送付する際に返還することとし、分離が不可能である場合には分離せずに使用することとする。

6 開示請求者からの要請により、郵送以外の方法で法人文書の写しの送付を行う場合は、前項の取り扱いに準じる額を現金で受領した上で、対象法人文書の写しを送付等することとする。その他現金が不足もしくは過納であった場合の扱いについては、前項4もしくは5の取扱いに準じるものとする。

附 則

この規程は、平成29年5月30日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。